

○令和3管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月29日

北海道知事 鈴木 直道

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 11.3トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	11.3トン
北海道くろまぐろ（小型魚）留保枠	11.3トン
北海道くろまぐろ（小型魚）定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）檜山定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）胆振定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）日高定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）十勝定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）釧路定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）根室定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）オホーツク定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）宗谷定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）留萌定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）渡島漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）檜山漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐろ（小型魚）胆振漁船漁業	0.0トン

	北海道くろまぐろ（小型魚）日高漁船漁業	0.0トン
	北海道くろまぐろ（小型魚）十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業	0.0トン
	北海道くろまぐろ（小型魚）宗谷漁船漁業	0.0トン
	北海道くろまぐろ（小型魚）留萌漁船漁業	0.0トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 291.3トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	291.3トン
北海道くろまぐろ（大型魚）定置網漁業	155.3トン
北海道くろまぐろ（大型魚）渡島定置網漁業	133.5トン
北海道くろまぐろ（大型魚）檜山定置網漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）石狩・後志定置網漁業	5.2トン
北海道くろまぐろ（大型魚）胆振定置網漁業	3.5トン
北海道くろまぐろ（大型魚）日高定置網漁業	3.5トン
北海道くろまぐろ（大型魚）十勝定置網漁業	1.1トン
北海道くろまぐろ（大型魚）釧路定置網漁業	2.1トン
北海道くろまぐろ（大型魚）根室定置網漁業	1.7トン
北海道くろまぐろ（大型魚）オホーツク定置網漁業	1.6トン
北海道くろまぐろ（大型魚）宗谷定置網漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）留萌定置網漁業	1.1トン
北海道くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	136.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）渡島漁船漁業	118.6トン
北海道くろまぐろ（大型魚）檜山漁船漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）石狩・後志漁船漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）胆振漁船漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）日高漁船漁業	1.0トン
北海道くろまぐろ（大型魚）十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業	0.5トン
北海道くろまぐろ（大型魚）宗谷漁船漁業	1.8トン
北海道くろまぐろ（大型魚）留萌漁船漁業	11.1トン

第三 すけとうだら太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 69,100トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	69,100トン

道南太平洋	63,900トン
北海道すけとうだら道南太平洋漁業	46,400トン
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準
道東太平洋	5,200トン
北海道すけとうだら道東太平洋漁業	2,300トン
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準

第四 すけとうだら日本海北部系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 3,500トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	3,500トン
北海道すけとうだら日本海漁業	2,910トン
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準

第五 すけとうだらオホーツク海南部

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準

第六 すけとうだら根室海峡

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 20,000トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	20,000トン
北海道すけとうだら根室海峡漁業	20,000トン

第七 するめいか

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道するめいか漁業	現行水準